

# 長崎県立清峰高等学校いじめ防止基本方針

長崎県立清峰高等学校

## はじめに

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行されました。この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものです。

長崎県ではこれまでも、「いじめはどの子ども、どの学校にも起こりうるものであるが、人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えの下、様々ないじめ防止対策に取り組んできたところですが、このたび、国の「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成25年12月、「長崎県いじめ防止基本方針」を策定しました。これは、これまでの取組に加え、国の基本的な方針を参酌し、さらなるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

本校においては、前述の国や県の基本方針を踏まえ、いじめ問題への取組の充実・強化を図るために、「長崎県立清峰高等学校いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」と記す）を以下のように定めます。

## 1. いじめについての基本的な認識

### ○いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

### ○教職員が持つべきいじめについての基本的な認識

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ものであることを十分認識し、特に以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があります。

- ・「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行き渡らせる必要があります。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められません。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されません。

- ・いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる

る機会を捉えて鋭敏に感知するよう努めます。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生しうるといふ危機意識を持たなければなりません。

- ・ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること  
いじめの問題の解決のためには家庭が極めて重要な役割を担います。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要があります。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話やふれあいの確保が重要です。
- ・ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること  
個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進します。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要です。
- ・ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む事が必要であること  
いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要があります。

【文部科学省「いじめの問題に関する総合的な取組」より】

## 2. 「基本方針」で目指す清峰高等学校の生徒像について

本校の校訓は、「誠實」というものです。これは、「自分の生きていく道に、心をこめて他人や自分をいつわることなく、誠を貫いて生きること」とされています。本校創立時に、文部大臣であった天野貞祐氏よりいただいた言葉を校訓として制定したものです。

「基本方針」が目指す生徒像というものは、上記の校訓「誠實」の精神に基づき、

- ① 人権尊重の精神を基礎として、自他をともに尊重することができる生徒
- ② 他者の痛みを心から理解し、思いやりを持って接することができる生徒
- ③ 集団の中にあつて是非を的確に判別し、勇気を持った行動ができる生徒

というものです。それには、

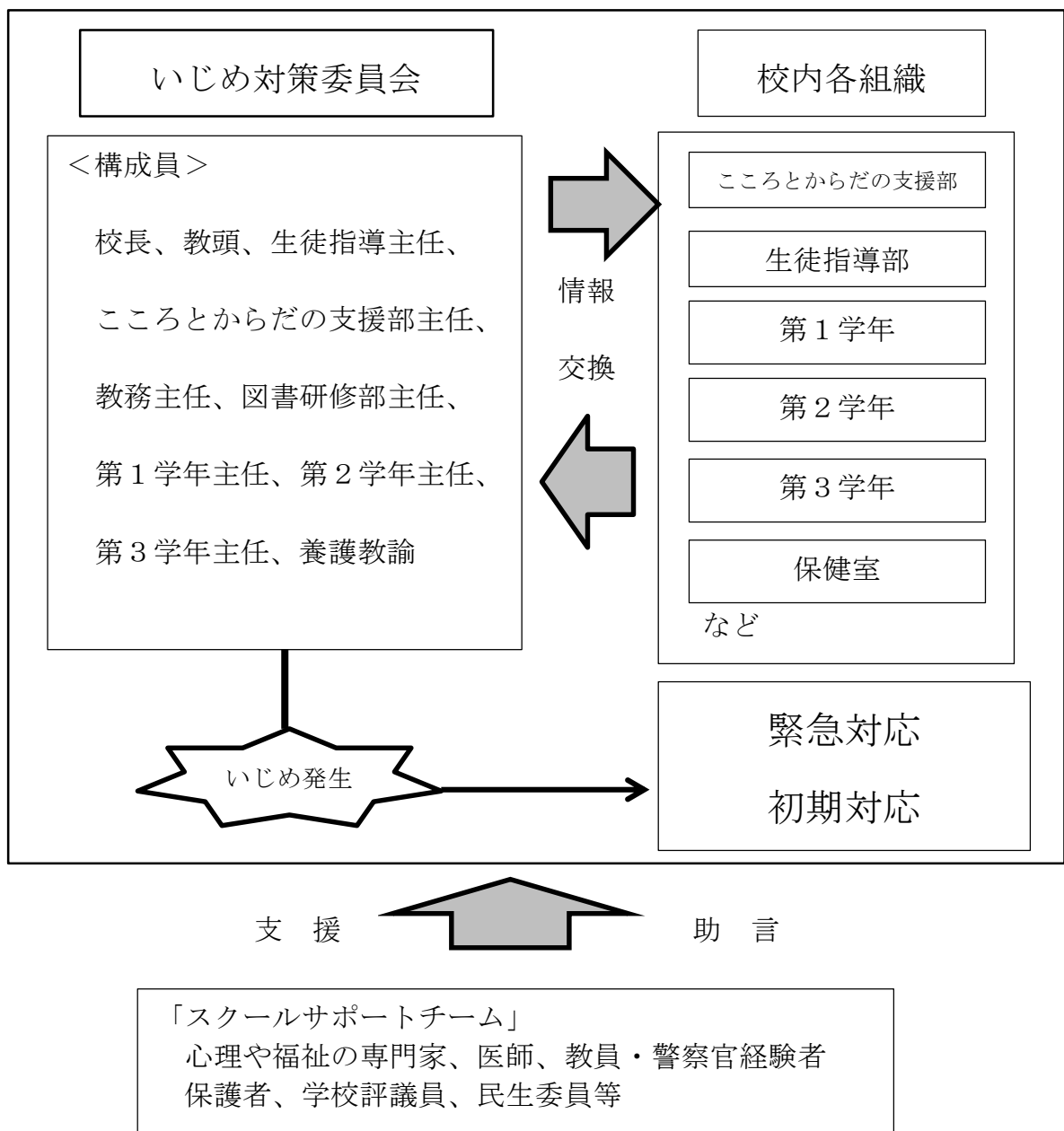
- ① について、いじめは人権問題であり、人として許されない行為であるということを理解し、そのうえで、自分と他者を大切にするという考え方を育みたい。
- ② について、人の痛みを理解するという人間としてごく自然な心の働きを大切にし、困っている人、悲しんでいる人には進んで手を差し伸べる姿勢を育みたい。
- ③ について、もし周囲でいじめが起こっているという場合、加担することも傍観することもなく、毅然とした態度でいじめに対する反対を表明する行動力を育みたい。

という願いが、基底にあります。

### 3. いじめ対策委員会、組織について

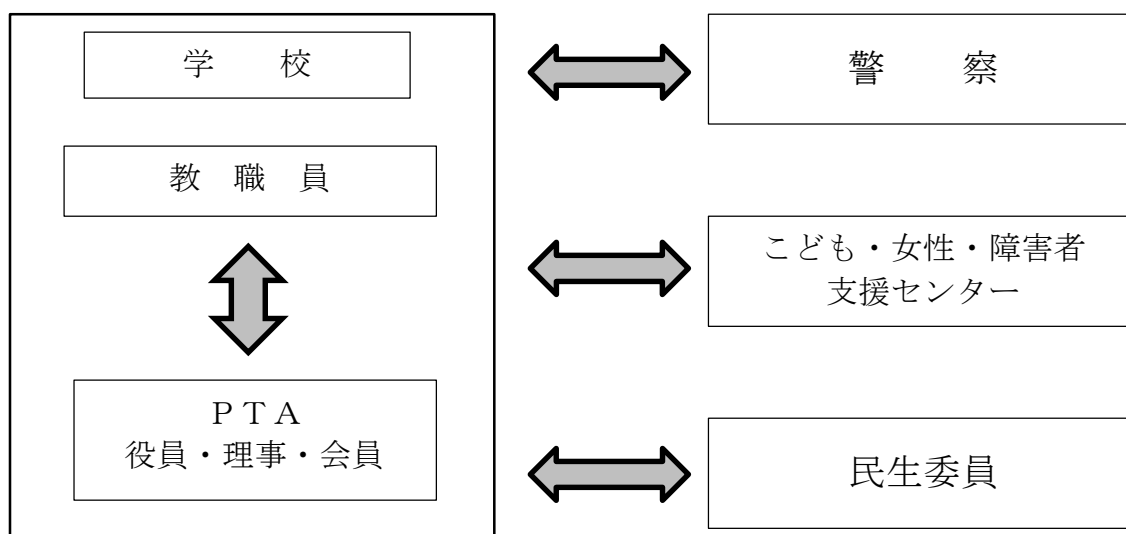
いじめ問題の取組に当たっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要があります。そのためには、早期発見・早期対応はもちろん、いじめをうまない土壌を形成するための取組を、あらゆる教育活動を通して展開することが求められます。本校ではいじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ対策委員会」を設置し、そこを中心として、教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を実施します。

また、必要に応じて、外部の専門家等によって構成される「スクールサポートチーム」が参加しながらいじめ問題に対応します。



#### 4. P T A 及び関係機関との連携について

いじめ問題への対応については、まずは学校が主体的に対応すべきであることは言うまでもありませんが、必要に応じて、P T A、警察や「こども・女性・障害者支援センター」等と連携して対応する必要があります。



#### 5. いじめの未然防止について

##### ①人権意識を基本にした学校づくりを

学校は多くの教師・生徒が生活する場ですが、そこでは一人一人の人権が最大限に尊重されなければなりません。互いを認め合える人間関係・学校風土を教師・生徒自らがつくりだしていくことが、いじめ未然防止の第一歩となります。

##### ②わかる授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業を

すべての生徒が授業に参加できることを主眼にした、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながります。

授業中の規律の問題などについても、例えば、チャイムが鳴ったら着席するという習慣、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導などの徹底は大切です。

##### ③教師の不適切な認識、差別的な態度や言動に注意を

教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする例も見られますので、注意が必要です。「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示すことは、いじめている生徒や、まわりで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することになりかねません。障害（発達障害を含む）を持つ生徒についての理解を深めることも、認識や言動を改めるうえで必要です。

##### ④生徒が自己有用感を獲得していくことなどができるような機会を

生徒一人一人が、他の生徒や大人との関わり合いを通して、自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことなどができるよう、適切な場面や機会を設定していくことが必要です。

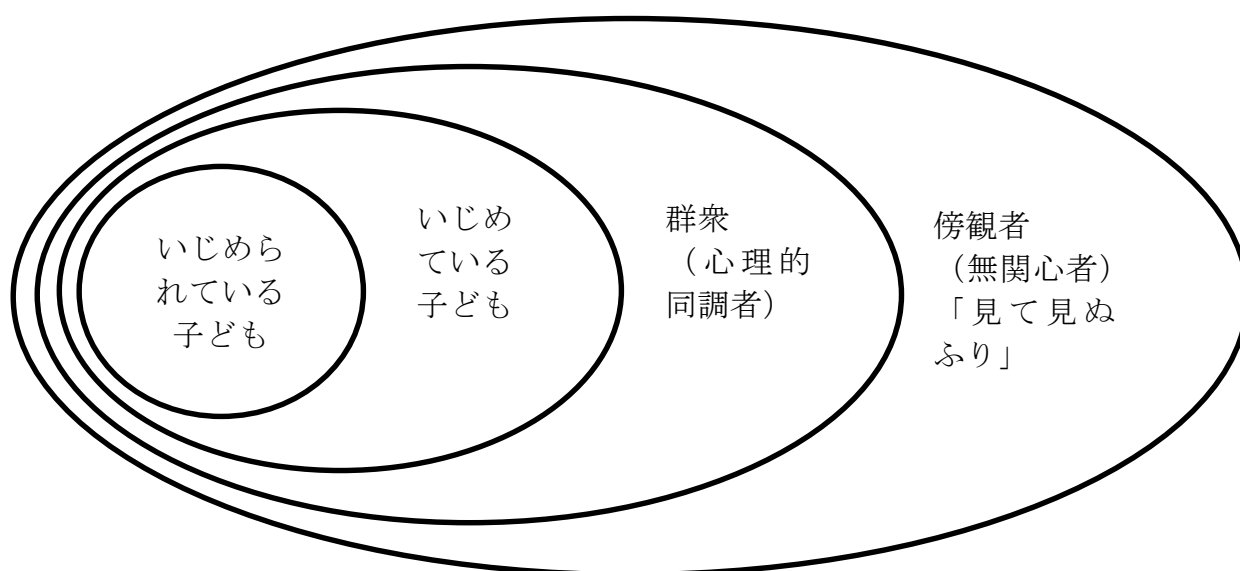
## 6. いじめの早期発見について

### ①教師がいじめに気づくために

- ・生徒の立場に立って、共感的に理解する

教師がいじめに気づくためには、まず人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受け止め、生徒たちの立場に立って生徒たちを守るという姿勢が必要です。そのためには、生徒たちの気持ちを受け入れ、生徒たちの行動や考え方を共感的に理解しようとしなければなりません。

### ②いじめの態様と、その見えにくさ



実際にいじめが行われている場合、上のような構図になっていることが多く、かつ、それぞれの立場は入れ替わることがあり固定的ではないことから、注意して生徒集団を見ていないと深刻ないじめを見逃すことになりかねません。

いじめの態様については、それが犯罪行為として取り扱われるべきであると認められる場合は、被害生徒を守るという観点から、毅然とした対応を取ることが必要です。

- 冷やかす、からかい、悪口、嫌なことを言われる……………脅迫、名誉毀損、侮辱
- 遊ぶふりをして叩かれる、蹴られたりする……………暴行
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする……………暴行、傷害
- 金品をたかられる……………恐喝
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする……………窃盗、器物損壊

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする  
……………強要、強制わいせつ
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷される……………名誉毀損、侮辱

③いじめの早期発見のための手立て（年間の計画）

- ・年3回の「悩みやいじめに関する調査」の有効な活用  
いじめの早期発見に関わる本校の年間計画は、以下の通りです。

4月	5月	6月	7月
→	第1回「悩みやいじめに関する調査」		→
		1年生全員面談	教育相談委員会
8月	9月	10月	11月
第2回「悩みやいじめに関する調査」			教育相談委員会
12月	1月	2月	3月
→	第3回「悩みやいじめに関する調査」		
		教育相談委員会	

第1回（5月）、第2回（8月）、第3回（1月）の「悩みやいじめに関する調査」は、いじめの認知、早期発見に大きな効果を挙げています。教育相談部で結果を集約し、学年・担任に連絡のうえ、問題が大きいと判断される場合は管理職も含めて対応しています。今後も、この調査を十分活用し、いじめの早期発見に努めていきます。

・1年生に対する全員面談の取組

第1回「悩みやいじめに関する調査」（5月）の後、入学して約2ヵ月を経過した1年生を対象に、教育相談部が面談を実施しています。1年生からは、勉強に関すること、部活動に関すること、友人関係に関することなどさまざまな話題を聞き取ることができ、たいへん有益な取組となっています。ここから得られた情報を関係職員が共有し、適切な対応につなげるようにしていかなければなりません。

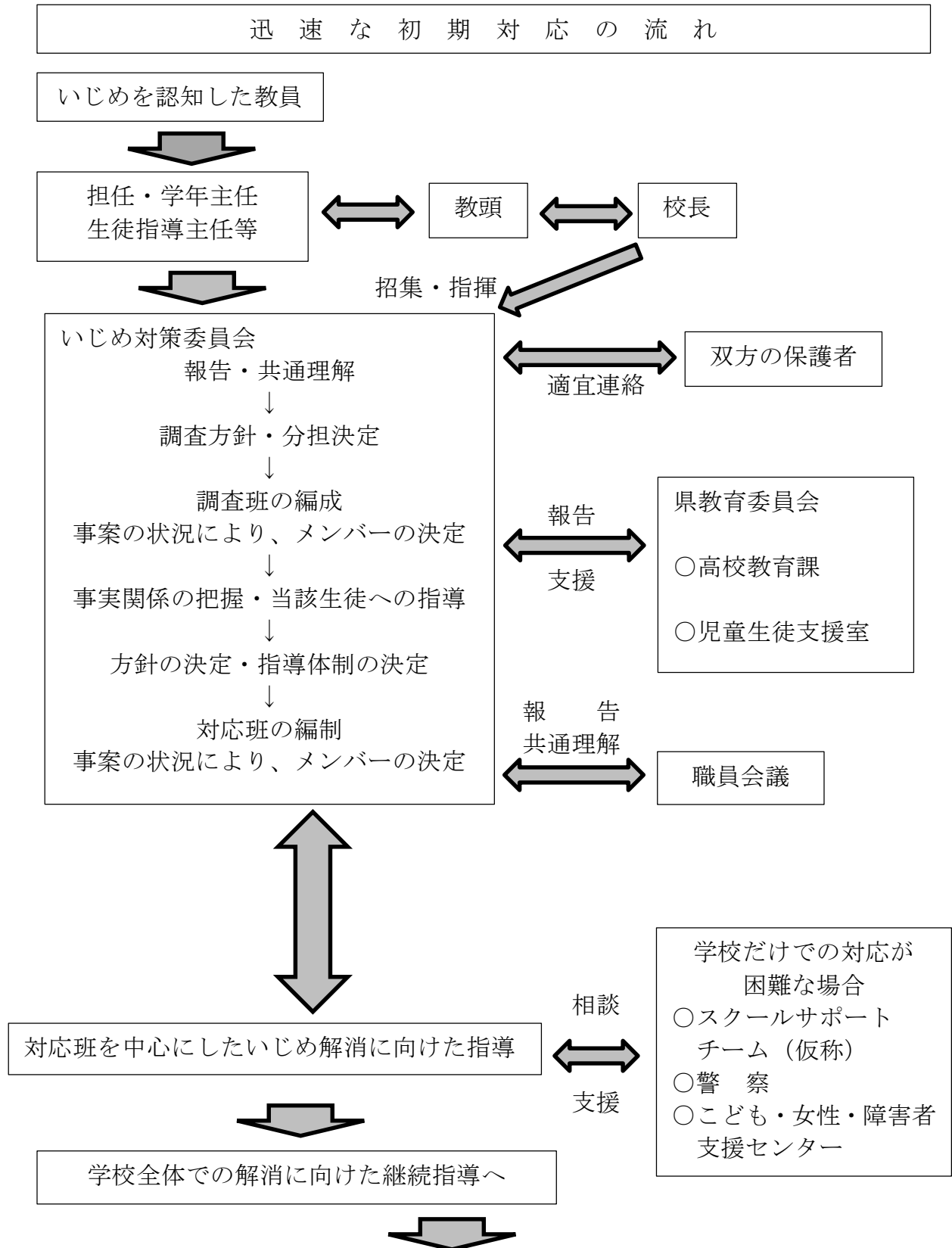
④相談しやすい環境づくりのために

- 本人からの訴えには  
……本人の心のケアに努めるとともに心身の安全を保証する
- 周囲の生徒からの訴えには  
……教師に通報した行動をほめ、情報の発信元は明かさないことを約束し、安心感を与える
- 保護者からの訴えには  
……親身になって対応することはもちろん、日頃からの信頼関係づくりが重要。特に子育てについては、受容的な態度で対応する

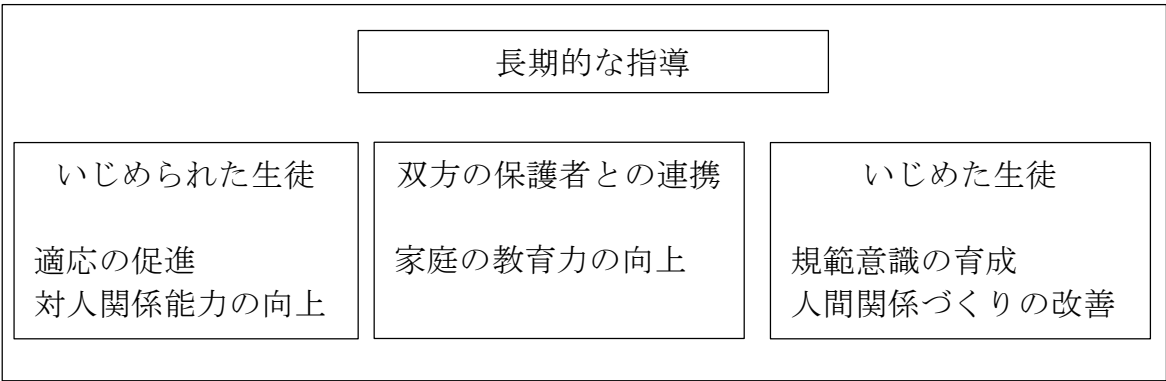
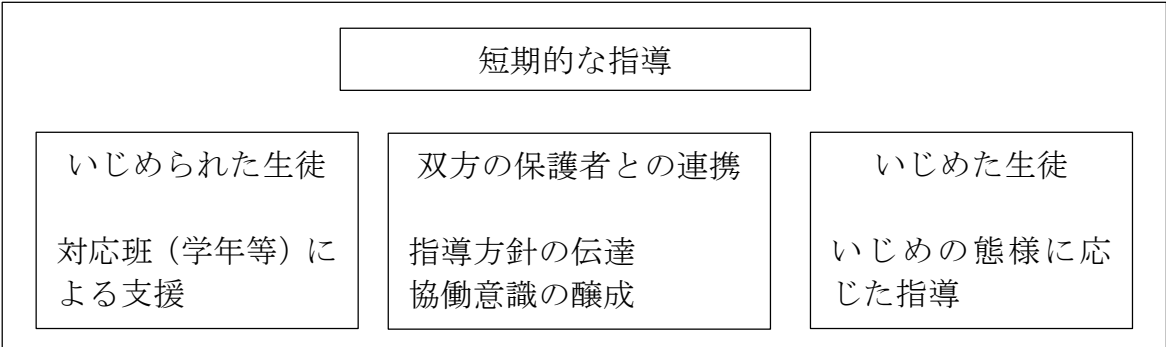
## 7. いじめに対する措置について

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で対応することが大切です。担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたために、該当生徒をより辛い立場に立たせ、保護者との関係悪化に発展してしまうこともあります。

そのような状況を避けるためにも、校長を中心とした学校が、関係者や関係機関と手を携えて、可能な限り速やかな措置を講じることが重要です。



きめ細やかな指導の継続



おわりに

本校からいじめを根絶するために、「基本方針」を策定しました。この「基本方針」によって、いじめへの対策が実効性を持つことを大いに期待するものですが、いうまでもなくこの「基本方針」が存在するだけでは、何の効果もありません。

本校に在籍する生徒・教師、そして保護者が、この「基本方針」の趣旨を理解し、適切な行動を起こさなければならないのです。